岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年岩手県規則第93号)の一部を次のように改正する。

(公共建築物木材利用促進法の特例)

第24条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第24条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけ (平成22年法律第36号) 第12条の規定の適用を受ける者につ いてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以 内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木 材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木 材産業改善資金貸付資格認定申請書及び公共建築物等におけ る木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第 10条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材 製造高度化計画」とする。

附則

1・2 「略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 関する法律(平成23年法律第40号)第114条、第116条第4項 、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第 126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太 平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の 影響(以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。) を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は 、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第24条	[略]	
	及び公共建築物等にお	、公共建築物等におけ
	ける木材の利用の促進	る木材の利用の促進に
	<u>に関する法律</u> (平成22	関する法律 (平成22年
	年法律第36号) <u>第10条</u>	法律第36号) <u>第10条第</u>
	<u>第1項</u> の規定に基づく	<u>1項</u> の規定に基づく認
	認定を受けた同項に規	定を受けた同項に規定
	定する木材製造高度化	する木材製造高度化計
	計画	画及び東日本大震災に
		係る被災証明書

改正後

(建築物木材利用促進法の特例)

る木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第 19条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用につ いては、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内 」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認 定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認 定申請書及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等 における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36 号) 第17条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定す る木材製造高度化計画」とする。

附則

1・2 「略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 関する法律(平成23年法律第40号)第114条、第116条第4項 、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第 126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太 平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の 影響(以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。) を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は 、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第24条	[略]	
	及び <u>脱炭素社会の実現</u>	、脱炭素社会の実現に
	に資する等のための建	資する等のための建築
	築物等における木材の	物等における木材の利
	利用の促進に関する法	用の促進に関する法律
	律(平成22年法律第36	(平成22年法律第36号
	号) <u>第17条第1項</u> の規) <u>第17条第1項</u> の規定
	定に基づく認定を受け	に基づく認定を受けた
	た同項に規定する木材	同項に規定する木材製
	製造高度化計画	造高度化計画及び東日

							本大震災に係る被災証 明書
	[略]			[略]			
備	考 改正	三部分は、下線の部分で あ	る。				

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。